

「個人事業税」について

個人事業税は、一定の事業を行う個人に対し、原則として前年中の事業の所得をもとに課税される県の税金です。

1 課税対象となる事業

課税の対象となる事業は、第一種事業、第二種事業及び第三種事業に区分され、第一種事業として物品販売業、不動産貸付業、運送業、請負業、飲食店業など 37 業種が、第二種事業として水産業、畜産業、薪炭製造業の 3 業種が、第三種事業として医業、税理士業、理容業、クリーニング業など 30 業種が定められています。

なお、第二種事業については、主として自家労力により行われている場合には、課税の対象とはなりません。

2 税額の計算方法

税額は、課税所得金額に税率を乗じて計算します。

税率は、事業の種類ごとに次のようになっています。

(1) 第一種事業・・・・・・・・・・100 分の 5

(2) 第二種事業・・・・・・・・・・100 分の 4

(3) 第三種事業

(ア) マッサージ又は指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業及び装蹄師業・・・・・・・・・・100 分の 3

(イ) (ア) 以外の事業・・・・・・100 分の 5

※ 課税所得金額とは～

前年の事業による所得について次のように算定されます。

課税所得金額＝（総収入金額－必要経費－事業専従者控除額）－各種控除額

※ 事業専従者控除額とは～

事業主と生計を一にする 15 歳以上の親族で、その事業に専ら従事するもの（事業専従者）がある場合、次により計算される額です。

青色申告者の場合・・・事業専従者に支払った給与について経費算入が認められた額

白色申告者の場合・・・次のいずれか低い額

- ・事業専従者 1 人につき 50 万円（配偶者にあっては 86 万円）
- ・個人の事業の所得金額÷（事業専従者数＋1）

※ 各種控除額とは～

- ① 損失の繰越控除額（青色申告者のみ）
- ② 被災事業用資産の損失の繰越控除額
- ③ 事業用資産の譲渡損失の控除額
- ④ 事業用資産の譲渡損失の繰越控除額（青色申告者のみ）
- ⑤ 事業主控除額 290 万円（ただし、事業を行った期間が 1 年に満たない場合は月割計算します。）

3 納税の方法等

8 月に県税事務所から送付される納税通知書により、原則として 8 月と 11 月の 2 回に分けて（税額が 1 万円以下の場合は全額を 8 月に）納めていただきます。

今年度の個人事業税の第 1 期分の納期限は 8 月 31 日（月）、第 2 期分の納期限は 11 月 30 日（月）です。

納付方法は①金融機関・各県税事務所の窓口やコンビニでの現金納付のほか、②インターネット上の専用サイト「地方税お支払サイト」、③納税通知書の二次元コードに対応するスマートフォン決済アプリからも納付できます。

詳しくは納税通知書に同封されているチラシや県庁ホームページをご覧ください。

そのほか、個人事業税に関するご相談は、お近くの県税事務所にお問い合わせください。

[県税・市町村税インフォメーション]

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/zaimu/zeimu/top.html>